

法人	役員等報酬規程	定款第9・24	1/6
評議員会		R06-07-01	

役員等報酬規程

法人	役員等報酬規程	定款第9・24	2/6
評議員会		R06-07-01	

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名古屋ライトハウス（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条第1項の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員、評議員及び会長並びに相談役をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、出張旅費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態等に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び功労金を支給することとする。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬及び功労金を支給することとし、賞与は支給しない。
- (3) 評議員については、定款第9条で定める金額の範囲内で、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び功労金は支給しない。
- (4) 当法人の職員を兼ねる理事については、功労金のみを支給することとし、報酬及び賞与は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に理事会等への出席並びに理事会等に向けた資料作成などの業務を行った場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。
- (5) 会長及び相談役については、業務に応じた報酬を支給する。

2 役員に対する功労金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

3 本条第1項第4号の職員を兼ねる理事の功労金は、常勤役員に準じる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間700万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

法人	役員等報酬規程	定款第9・24	3/6
評議員会		R06-07-01	

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員の報酬及び賞与については、別表1に定める。
- (2) 功労金については、別表2に定める算式により算出される額

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第6条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
なお、別表の額は源泉所得税控除後の差引支給額とし、報酬額は差引支給額に源泉所得税額を加えた額となる。
- (2) 功労金については、別表4に定める算式により算出される額

(評議員の報酬の算定方法)

第7条 評議員に対する報酬については、別表5に定める額とする。

なお、別表の額は源泉所得税控除後の差引支給額とし、報酬額は差引支給額に源泉所得税額を加えた額となる。

(会長及び相談役の報酬の算定方法)

第8条 会長及び相談役に対する報酬については、別表6に定める額とする。

なお、別表の額は源泉所得税控除後の差引支給額とし、報酬額は差引支給額に源泉所得税額を加えた額となる。

(費用弁償)

第9条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 会議への参加またはその職務の執行に当たって負担した費用については別表7に定める額を支払うものとする。
- 3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。
- 4 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、旅費規程に準じて旅費として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第10条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、銀行振込により、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月26日とする。ただし、その日が休日に当たる時は、職員給

法人	役員等報酬規程	定款第9・24	4/6
評議員会		R06-07-01	

与規程に準じた日とする。

- (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。なお、賞与は、7月1日および12月1日の「基準日」にそれぞれ在任する常勤役員に支給する
- (3) 功労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、3ヶ月以内に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の支給時期は、原則として現金支給とし、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、会議への出席または業務のための出勤の都度、現金支給する。なお、監事監査等の複数日に亘り行われる一連の業務については、最終日に一括支給することができる。
- (2) リモートによる会議の参加や出張等による業務については、同意の上、銀行振込とすることができる。
- (3) 功労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、3ヶ月以内に支払うものとする。

(報酬等の計算)

第11条 新たに常勤役員に就任した者には、その翌月から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第12条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成5年4月1日より施行する。

この規程は平成9年4月1日より一部改訂する。

この規程は平成12年3月25日より一部改訂する。

この規程は平成22年4月1日より一部改訂する。

この規程は、役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の全部を改定し、平成29年6月定時評議員会終結時より施行する。

この規程は平成30年11月29日より一部改訂する。

この規程は令和4年6月28日より一部改訂する。

この規程は令和6年7月1日より一部改訂する。

この規程は令和7年6月27日より一部改訂する。

法人	役員等報酬規程	定款第9・24	5/6
評議員会		R06-07-01	

別表1 (常勤役員の報酬及び賞与の基準額)

	報酬の額	
	月額	賞与
専任	300,000円	報酬月額の4.0ヶ月分 (7月期2.0月分、 12月期2.0月分)
兼務	30,000円	報酬月額の4.0ヶ月分 (7月期2.0月分、 12月期2.0月分)

別表2 (常勤役員の功労金算定式)

45,000円 × 在任年数

1年未満は月割りにて支給

別表3 (非常勤役員の報酬)

(1) 非常勤理事

理事会等会議への出席	日額 18,000円
上記以外の業務のための出勤	日額 38,000円

(2) 監事

監事監査への出席	日額 38,000円
評議員会・理事会への出席	日額 18,000円
上記以外の業務のための出勤	日額 38,000円

※監事監査への出席及び法人業務のための出勤への報酬は、半日単位の支給を可とする

※上記に規定する額は源泉所得税控除後の差引支給額である

別表4 (非常勤役員の功労金算定式)

35,000円 × 在任年数

1年未満は月割りにて支給

法人	役員等報酬規程	定款第9・24	6/6
評議員会		R06-07-01	

別表5 (評議員の報酬)

評議員会への出席	日額 18,000円
上記以外の業務のための出勤	日額 38,000円

※法人業務のための出勤は、半日単位の支給を可とする

※上記に規定する額は源泉所得税控除後の差引支給額である

別表6 (会長及び相談役の報酬)

業務のための出勤	日額 30,000円
----------	------------

※法人業務のための出勤は、半日単位の金額支給を可とする

※上記に規定する額は源泉所得税控除後の差引支給額である

別表7 (費用弁償)

(1) 会議等の出席及びその職務の執行のための交通費の費用弁償額

非常勤役員、評議員並びに会長及び相談役	2,000円
---------------------	--------

交通費の実費が上記の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を支払う。

(2) 出張旅費の費用弁償額

旅費規程を準用し、施設長区分同等とする